

区民の声の公表（令和7年（2025年）10月受付分）

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
空襲被害者への見舞金について	空襲被害者への見舞金に反対です。 理由1, 申請者が当時世田谷区に在籍していたか、本当に空襲に遭ったかどうかの判定も難しい。区の職員の余計な仕事が増える。 理由2, 見舞金詐欺の発生が考えられ、区民の税金の無駄遣いと考えられる。 理由3, 本来国がやるべきことで、区の財政からするものではない。 理由4, 区長の支配・采配権力を増やすことが目的と考えられる。	先の大戦で被災された方々につきましては、軍人軍属及び被爆者の方々について国が法令に基づき各種援護を行っています。一方、被爆者以外の民間人で被害を受けた方々については、国における援護等は行われておりません。 国においては、超党派の国会議員による特別給付金に関する法律案が検討されていますが現時点では成立しておらず、一部の自治体が独自で見舞金を給付しています。 戦後80年という長い年月がたった今、戦時災害との因果関係を証明することは容易ではありませんが、今なお心と身体に障害や傷跡が残り、長年にわたり多大な苦労や苦痛を受けている民間空襲被害者等に対し、労りとお見舞いの気持ちをあらわすことができるよう、尽力してまいります。 また、この取組みを通じて国会での法案成立を後押しし、併せて平和都市としての戦争の悲惨さを訴え、恒久平和を願う平和のメッセージを発信してまいります。	保健福祉政策部 保健福祉政策課	TEL 03-5432-2292 FAX 03-5432-3017	令和7年(2025年)10月2日	
令和7年度世田谷区エコ住宅補助金救済措置のお願い	令和7年度(2025年度)世田谷区エコ住宅補助金について、半年も待たずに予算の終了は少々見通しが甘いかと存じます。 現に国と東京都の同様の補助金は未だ上限額に達しておりません。 リフォームは数ヶ月かかる場合もあり、契約開始日と補助金申請可能な書類が揃う日にはかなり期間があります。そのため、現時点での制度は不平等だと思えます。 我が家は4月に補助金の有無を確認、5月にリフォーム業者と契約を行い9月5日に完成。その後領収書の発行に不備があり再発行している間に、締切に間に合いませんでした。 来年度は7年度(2025年度)の補助金を受けられなかった人への救済措置として令和7年(2025年)9月以降の領収書の適用を強く希望いたします。	エコ住宅補助金につきましては、計画に基づき目標とするCO2排出量の削減量を踏まえた予算の範囲内で実施しており、事業年度ごとの交付要件に基づき審査・判断を行っております。令和7年度(2025年度)は、4月より申請の受付を開始し、9月には予算上限に達し事業を終了いたしました。  ご指摘のとおり、リフォーム工事は契約から完了まで一定の期間を要し、申請書類の準備にも時間がかかる場合がございます。申請の受付期間外となってしまったことにつきましては、誠に残念ではございますが、制度の運用上、対応が難しいことをご理解のほどお願い申し上げます。  なお、次年度(令和8年度(2026年度))の補助制度につきましては、毎年度、事業効果の向上を図るため、社会状況や他の施策の状況などをふまえ、実施の有無を判断し、補助内容、交付要件等を定めております。現時点では詳細をお伝えすることができず、ご案内が可能となるのは令和8年(2026年)4月1日以降となる予定です。決定次第、区のホームページにてご案内いたしますので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。	環境政策部 気候危機対策課	TEL 03-6432-7140 FAX 03-6432-7981	令和7年(2025年)10月2日	
国勢調査の調査票について	国政調査の調査票が調査員の説明もないまま当地区はポスティングされたままです。当家は不在がありません。 調査員もあまりにも無責任と思います。 なお、当家はインターネットで回答しました。	調査票の配布方法について、世田谷区では、日中不在とする世帯が多いことや「闇バイト」関連で世帯の防犯意識が高まっている等の理由から、調査員が訪問しても対面で説明できない場合が多くあります。国勢調査を管轄する総務省は、世帯との接触が困難と見込まれる場合は、居住の確認が取れた時点で、ポスト投函による配布を行うことを認めているため、世田谷区はその方針に準じて配布を行っています。 ご在宅のところ、説明のないままのポスティングとなり、誠に恐縮ですが、ご理解賜りますようお願いいたします。 また、インターネットにてご回答いただきありがとうございます。	政策経営部 政策研究・調査課	TEL 03-6450-9381 FAX 03-6453-2339	令和7年(2025年)10月3日	
保育園について	現在、在園中の認可保育園で、おやじの会という任意参加の会から、夜間に保育園内で保護者同士お酒を飲んで交流するといったイベントのお知らせがありました。 おつまみなども用意してあるようですが、アレルギーを持っている子どもが入りしている保育園でお酒やおつまみといった飲食をすることに非常に違和感があります。区として上記内容は認めている範囲になるのでしょうか。	保護者による自主的な活動は、基本的に区が直接関与することは致しかねますが、今回頂いた内容については、ご指摘のとおりアレルギーをお持ちのお子さまへの懸念等もありますので、お子さまの安全を第一に考え、十分に配慮するよう区から園へ伝えました。	子ども・若者部 保育課 保育育成支援運営班	TEL 03-5432-2320 FAX 03-5432-3018	令和7年(2025年)10月3日	
野生動物の駆除	公園の近くに住んでおります。以前からアライグマが庭にやってくるのがあったのですが、最近は度々夜中に屋根や二階のバルコニーを走り回り、植木鉢の植木などを引き抜いて捕食して困っています。私が捕獲した場合は、処分等をお願いできるのでしょうか。爪には細菌があり、暴れるとのことなので事前にご意見をいただければ幸いです。	野生鳥獣は鳥獣保護管理法により、許可なく捕獲することはできません。また、仰る通り、アライグマには凶暴な面があるとともに、「狂犬病」「サルモネラ感染症」などを持ち込む主要媒介動物であるため、噛まれたり引っかかれた場合には、感染症を引き起こす恐れがあります。従いまして、ご自身での捕獲は決して行わないようお願いいたします。 世田谷区では、ハクビシン・アライグマによる被害対策強化および、捕獲率の向上を目的とした東京都の「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に基づき、「世田谷区有害鳥獣対策緊急事業」を実施しています。被害にあった住宅等に委託した専門業者を派遣し、棲みつかれたところや侵入経路に捕獲器を設置して、捕獲事業を行っています。捕獲器の設置を希望されるときは、環境保全課までご連絡ください。	環境政策部 環境保全課	TEL 03-6432-7137 FAX 03-6432-7981	令和7年(2025年)10月3日	
高齢者インフルエンザ&新型コロナウイルス感染症予防接種予診票送付の件	予防接種の予診票送付について、なぜインフルとコロナの予防接種の予診票を一通の封筒で送付しないのですか。経費の無駄遣いを強く感じます。予診票(色分け)とお知らせ(多少文面は違う)以外2枚の要事前申請と接種指定医療機関一覧表は同じ内容です。接種対象者65歳以上の対象区民は約19万5千人とお聞きしました。 ①郵便代110円x19万5千人=21,450,000 ②ダブった2枚の文面代 ③文面折・封入代等、経費の無駄遣いと思えます。 文面内容が間違えやすいのであれば2枚を色分けすれば解決します。作業も一度で済みますし、多少でも接種の自己負担額が減額されることを願ってなりません。他区などでは一通の封筒で送付しており、接種自己負担額も無料です。検討願います。	高齢者インフルエンザと新型コロナウイルス感染症予防接種については、対象者の要件が異なること、また、新型コロナウイルス感染症予防接種については、使用するワクチンや実施期間を国が毎年決定しており、国の事業決定後に区民の方へのご案内を確定していること、さらに、都の補助事業についても確認する必要がありますこと等から、今年度は別々に予診票を発送しております。 来年度以降の発送方法については、今後の状況を踏まえて判断し、可能な限り経費削減に努めてまいります。	世田谷保健所 感染症対策課	世田谷区 予防接種コールセンター TEL 03-5432-2437	令和7年(2025年)10月4日	
プラスチックごみ分別回収の実現をお願いします	杉並から世田谷への引越にあたり、懸念している点があります。 世田谷区においてもプラゴミ分別について令和12年度(2030年度)導入予定ということですが(可能であればもっと早期に)推進願います。 個人的にプラゴミの分別は、ゴミの減量化や、子ども達への学習としても重要であると思います。予算増であろうが、区民の手間が増えようがCO2を減らし、地球規模の気候変動を食い止めるためにも将来への必要な投資であるものと認識しています。杉並区や中野区では既に導入していることであり世田谷区は遅れていると思います。人口の多い世田谷区が実施することには大きな意義があるものと思います。 昨今の物価高により、予算に比べてさらに導入への費用がかかることも想定されますが、反対派の意見に与ることなく、今回のプラゴミの分別回収は進めていただきますようよろしくお願い申し上げます。	現在、世田谷区では、プラスチックの資源循環の促進等をはじめとした環境に配慮した持続可能な循環型社会の実現を目指しています。 プラスチック分別回収の実現に際し、資源の受け入れ先事業者の不足や、収集車両が排出する二酸化炭素による環境負荷、中継施設の整備、収集車両・人員の確保、収集に要する多大な費用への財源の確保など課題も多いことから、まずはプラスチックの発生抑制を徹底して進め、経費負担の軽減を図りながら、令和12年度(2030年度)中の実施を目標にプラスチック分別回収及び再資源化を行うこととしております。 今後とも区民の皆様にご信頼される資源回収を目指してまいりますので、引き続きご理解とご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。	清掃・リサイクル部 事業課	TEL 03-6304-3267 FAX 03-6304-3341	令和7年(2025年)10月7日	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
子どもの定期予防接種について	予防接種法第9条において努力義務とされる予防接種について、区から配布される資料(「子どもの定期予防接種のご案内」、「子どもの定期予防接種スケジュール」など)では当然に接種させるもののような書きぶりとなっている。法律の根拠条文及び努力義務であることを明記したほうがよいのではないだろうか。	定期予防接種につきましてはご認識の通り、平成6年(1994年)の予防接種法改正によって努力義務に変更となり、実施の有無については個人の判断に委ねられております。区では、子どもの健康の維持と社会における感染症の流行を防止するために、定期予防接種は極めて重要との認識のもと、案内等の表現は現状の通りとしております。いただいたご意見に関しましては課内で共有し、今後の予防接種事業に役立ててまいります。	世田谷保健所 感染症対策課	TEL(世田谷区予防接種 コールセンター) 03-5432-2437 FAX(世田谷保健所感染症 対策課) 03-5432-3022	令和7年(2025年)10月9日	
小学校のエアコンに関する早急な対応のお願い	現在、小学校の一部の教室ではエアコンの不具合が発生しており、猛暑日には教室内の温度が学習に適さないほど上昇し、子どもたちの学びや健康に支障が出ている状況です。学校からも再三、区に対して修繕・交換の要望を上げていると伺っておりますが、現時点での交換予定は令和9年6月とのことで、次年度の夏も厳しい環境が続くことが懸念されています。現場ではフィルター清掃を徹底したり、一時的に専科教室を使用するなどの工夫をされていますが、根本的な改善には至っておりません。子どもたちの健康と命、そして安心して学べる環境を守るため、ぜひとも令和8年の夏前までの早急な対応(交換・修繕・仮設機器の導入など)をご検討くださいますようお願い申し上げます。	猛暑が続く中、学校生活へのご心配をおかけして大変申し訳ございません。世田谷区では、現在、令和4年に策定(令和7年改訂)した暑熱対策計画に基づいて、小中学校合わせて90校の老朽化したエアコンの更新を順次、進めております。当該校につきましては、令和9年3月から令和9年6月頃に向け、現在設置されている老朽化したエアコン全てを更新する予定で準備を行っておりますが、故障など不具合が発生した際は、速やかに修繕対応を行います。近年では夏季に異常なまでの猛暑が続き、外気温が高すぎることで室温が下がらず、児童ならびに保護者の皆様にご不便・ご心配をおかけしていることは認識しており、応急的な対応として、建物内の温度上昇を抑えるための遮熱・断熱対策も併せて行っております。当該校には今年、校舎棟屋上に高機能遮熱シートを施工するとともに、最上階の教室に遮熱カーテンを設置し、体育館の天井には輻射熱反射シートの施工を致しました。引き続き、学校と連携しながら、良好な教育環境の確保を図れるよう努めてまいります。	教育政策・生涯学習 部教育環境課	TEL 03-5432-2666 FAX 03-5432-3029	令和7年(2025年)10月9日	
新BOP学童の学年延長について	現在、世田谷区では「新BOP」として学童クラブとBOP学級を一体的に運営されていますが、学童クラブの対象が3年生までにとどまっております、4年生以降は放課後の預かり支援を受けられない状況です。私はシングルマザーですが、共働き家庭が増え、放課後も安全な居場所を必要とする高学年の子どもが多い中で、他の自治体のように6年生まで学童クラブを利用できるようにしてほしいという声が多くあります。BOP学級だけでは指導員の配置や生活支援の面で不安があり、特に長期休暇中は家で1人でご飯を食べるよりお友達との中で食事をしてほしいという思いと、家庭の負担が大きいのが現状です。つきましては「新BOP学童の学年延長」についてご検討くださいますようお願いいたします。	世田谷区では、新BOP事業として、区立小学校内で「学童クラブ」と「BOP(放課後子ども教室)」を一体的に運営しており、「学童クラブ」については、個別的配慮が必要な児童を除き、小学3年生までを対象とさせていただきます。そして、ご認識のとおり、4年生以降については、継続的に放課後の遊び場として「BOP(放課後子ども教室)」をご利用いただく制度としており、「学童クラブ」と「BOP(放課後子ども教室)」は間食の有無等の違いはありますが、同じ職員で分け隔てなく遊びの活動などを実施しております。現在、新BOP学童クラブを利用されており、学童クラブ卒所後の放課後の生活に不安が残る4年生の児童につきましては、保護者の方と個別面談の上で、4年生の夏休み終了時まで新BOP学童クラブで昼食を取ることができ、自立に向けた段階的な対応を行っております。4年生以降の昼食時の利用については、新BOPまでご相談ください。加えて、区内に25ある児童館については、小学生は午後6時まで利用でき、お昼ごはんをご持参いただければ、館内で昼食を取ること可能となっておりますので、是非、地域の居場所の一つとしてご活用いただけたらと存じます。また、新BOPの規模の適正化、狭小化の緩和に向けて、民設民営放課後児童クラブの整備も進めているところです。新BOP事業を通して、一人ひとりのお子さまが放課後を充実して過ごしていただけるようこれからも工夫をしてまいります。	学童クラブに関する こと 子ども・若者部 児童課  BOPに関する こと 学校教育部 地域学校連携課	TEL 03-5432-2317 FAX 03-5432-3016  TEL 03-5432-2739 FAX 03-5432-3025	令和7年(2025年)10月9日	
保育園見学の申込連絡方法について	現在、生後半年の子供を育てています。来年仕事復帰を目指し、保育園見学を行っていますが、認可保育園だけでも区のLINE から予約できるようにしたいです。予約の電話をしても担当者不在で折り返しになることが多く、結局育児で折り返しの電話に出られず、予約するだけでも大変です。	ご指摘のとおり、電話による園見学予約は保護者様にとり、大変負担が大きいものと認識しています。現在国は、保育施設等の見学予約の手続きをオンライン上で可能とする全国統一のシステム(保活情報連携基盤)の構築を進めています。区といたしましては、国のシステムの動向を見定めながら、見学予約のオンライン化ができるよう検討を行っていく方針です。この度は貴重なご意見をありがとうございました。今後も保護者の皆様の利便性向上と保育施設の負担軽減の両面から検討を行ってまいります。	子ども・若者部 保育課	TEL (区立)区立保育園運営担 当 03-6453-4837  (私立)保育育成支援運 営班 03-5432-2320  FAX 03-5432-3018	令和7年(2025年)10月10日	
産後ケアLINE予約について	区の産後ケアのLINE申し込みについて、予約が取れず、同じ日程で再度申し込みをしたい場合は「同じ日程で申し込む」などワンタッチで済むようにしてほしいです。毎日毎日、子どもの誕生日や出生体重、出産した病院に加えて産後ケアの希望日をイチから登録しなければならず、なかなかの手間でストレスを感じています。	LINEによる利用申込について、ご不便をおかけしており申し訳ございません。利便性の向上を目的として、本年8月より利用手続きのオンライン化を開始しておりますが、今後も継続的な見直しや工夫が必要であると考えております。ご要望いただいた点につきましては、現時点で即座に対応することは難しい状況ではございますが、今後の運用改善の参考とさせていただきます。皆さまにとってより利用しやすい方法となるよう、今後も検討を重ねてまいります。	子ども・若者部 児童相談支援課	TEL 03-6304-7731 FAX 03-6304-7786	令和7年(2025年)10月15日	
学校でのトラブル対応について	区立の小学校に通う我が家の子が、友達とのトラブルが原因で学校に行くことを嫌がるようになりました。担任の先生に相談したところ暗に問題の解決は家庭どうして行うように感じ、非常に不信感を抱きました。そこで質問ですが、世田谷区では子どもどうしの学校でのトラブル対応について、保護者を紹介してそこでの解決をするような方針なのでしょうか。そうでない場合、どのような解決方法をとるような定めをしていますか。また、このような問題を相談する際に、学校以外で、世田谷区のどこの部署にすればいいのでしょうか。	区立小・中学校で生じるトラブルは、状況や原因、児童・生徒の心情も様々ですので、いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)に該当するような状況以外は、こうしなければならないというような明確な規程はありません。各校では、東京都が発行する学校問題解決のための手引(令和6年6月一部改訂)なども参考にしながら、子どもたち一人ひとりの最善の利益を考慮しながら、個々の状況に応じた対応を図っているところです。学校で生じたトラブルには、その学校が組織的に対応を図っていきます。お子さまの通う学校の担任の対応に不信感を抱かれたとのことですが、今後、何らかの対処が必要な状況であれば、スクールカウンセラーや学年主任などにご相談いただく方法もあるかと存じます。また、学校に相談しにくい場合は、以下のような相談窓口もございますので、ご活用ください。  【総合教育相談ダイヤル】 https://www.city.setagaya.lg.jp/01300/1396.html (区ホームページは右の関連情報欄のリンクからご覧いただけます) 電話番号 03-6453-1520  区では、児童・生徒や保護者の皆様から、教職員や学校運営に対するご意見を頂戴した場合には、学校と連携を図りながら事実を確認するとともに、必要な指導・改善に取り組むこととしております。ご相談を寄せられた際は、学校と情報共有を図り、より一層、児童及び保護者の皆様が安心して過ごしていただける学校運営に努めるよう伝達いたします。	学校教育部 教育指導課	TEL 03-5432-2706 FAX 03-5478-3041	令和7年(2025年)10月16日	<a href="#">【総合教育相談ダイヤル】</a>

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
世田谷区指定の保存樹木「ケヤキ」について	私の自宅前にある世田谷区指定の保存樹木「ケヤキ」についてご相談です。現在、このケヤキの枝葉が大きく伸び、家屋の屋根を覆いかさざるような状態になっております。また、枯れ木や大量の枯れ葉が屋根や雨樋に落ちて損傷を与えており、日常的な清掃や修理が必要な状態です。これまでも危険木や越境枝に関しては区の担当部署に相談できることを承知しておりますが、この保存樹木に関しては「保存樹のため容易に剪定できない」との理由で対応が進まず、生活上の被害が拡大しております。つきましては、 ・現地の状況調査 ・安全確保と被害防止のための適切な剪定・管理 について早急にご対応・ご検討いただけますようお願い申し上げます。	区では、みどり保全の一環として、民有地の樹木を保存樹木として指定し、所有者が行う管理の一部を支援しております。保存樹木はそれぞれの所有者のものであり、管理は基本的に所有者が行い、区の剪定等の支援についても、所有者の意向を踏まえて行うものであります。したがって、今回ご指摘の内容については、区で対応できる立場がなく、所有者の方へ直接お伝えいただければと存じます。 なお、ご指摘いただいた状況については、保存樹木の支援を行っている部署とも共有し、保存樹木の支援の中で適切に対応してまいります。	みどり33推進担当 部みどり政策課	TEL 03-6432-7904 FAX 03-6432-7989	令和7年(2025年)10月17日	
保育園の運動会の場所について	区内の認可保育園が区立公園で運動会をしており、子どもと公園に遊びに行くと、園の職員から貸し切りなのだとと言われて、公園内の遊具を使わせてもらえませんでした。公園は公共の施設だと思いますが、特定の団体だけが占領出来てよいのでしょうか。	当該園では公園の利用について、事前に公園管理事務所の許可を得たうえで運動会を実施していましたが、許可を受けた場合であっても公園内の全域を占有して使用してよいものではありませんので、当該園には一般の公園利用者様に十分に配慮し、譲り合って利用するよう伝えました。	子ども・若者部 保育課 (私立)保育育成支援運営班	TEL 03-5432-2320 FAX 03-5432-3018	令和7年(2025年)10月18日	
区民の健康について	私を含め周囲では甲状腺の病気の女性が大勢います。なぜこれだけ大勢の女性たちが甲状腺癌をはじめ、甲状腺の色々な病気にかかっているのか、世田谷区として、区民の健康を守るためにも調査などしていただけないでしょうか。今、福島の子どもの甲状腺癌の裁判が行われています。「311子ども甲状腺がん裁判」ですが、その人たちが癌になった時期と私たちがこの病気になったのと、時期も一致しています。区として区民に対して誠実に対応してほしいです。	国の指針に基づき、世田谷区では、死亡率減少効果が、科学的に証明されている対策型がん検診(胃・肺・大腸・乳・子宮)を実施し、がん予防に取り組んでおります。また、がんで療養中の方、ご家族が、専門の看護師に相談し、安心して療養するための相談の場として、世田谷区保健センターにてがん相談を実施しております。不安な気持ちや病気のことなどでお悩みの際には、一人で抱えず、お気軽にご相談ください。 【電話相談】 毎月第1～4木曜日午前9時～午後1時(年末年始・祝日を除く) 第1・3週看護師による専門相談 第2・4週がん体験者によるピア相談 (補足)ピアとは仲間・同等の意味で、がん体験者が自らの体験を通して、がん患者やその家族をサポートします。・電話相談専用電話 03-6265-7562 【対面での相談(予約制)】 オンラインでの相談も選べます。ご予約の際に、ご希望の相談方法(対面・オンライン)をお伝えください。オンラインでの相談方法は、ご予約の際にご説明いたします。 ・相談日時 毎月第2・4土曜午前9時～正午 ・相談場所 世田谷区立保健センター(世田谷区松原6丁目37番10号) ・予約受付 03-6265-7536 参考【がん相談】(区ホームページは右の関連情報欄のリンクからご覧いただけます) https://www.city.setagaya.lg.jp/02013/3041.html	世田谷保健所 健康企画課	TEL 03-5432-2447 FAX 03-5432-3019	令和7年(2025年)10月20日	<a href="#">「がん相談」が ん情報コー ナー」</a>
牛乳が飲めない小学生について	区立小学校では給食時に牛乳が出るときいております。来春小学生になる子どもは、乳糖不耐症で牛乳を飲むとお腹を壊します。母親である私もその体質で、日本人に多いと言われております。家庭ではA2ミルク(お腹がゴロゴロしない牛乳)を飲んでおります。牛乳は5大栄養素を含む栄養価の高い飲み物ですし、可能なら毎日飲んでほしいです。給食でのA2ミルク対応は可能でしょうか？ちなみに保育園では豆乳や麦茶を飲んでおります。	学校給食においては、乳糖不耐症のため、医師の診断に基づき特定の食物を除去する等の指示を受け、ご家庭でもその診断に基づく対応を行っている児童・生徒を対象に、次のように対応しております。乳糖不耐症で、少量の牛乳も飲用できない場合は、乳アレルギーを有する児童・生徒への対応と同様、学校給食から飲用牛乳、乳製品及び飲用牛乳・乳製品を含む食品の全てを除去して提供します。乳糖不耐症で、100ml程度は牛乳を飲用できる場合は、ご相談させていただきながら、飲み残しを想定しつつ飲用牛乳を提供する、もしくは、学校給食から飲用牛乳のみ除去して提供することとしています。なお、学校給食においては、安全で良質な牛乳を提供するため、東京都学校給食会から飲用牛乳の供給を受けており、A2ミルクを代替食として提供することはできません。飲用牛乳以外の飲料をご希望される場合は、大変お手数ですが、医師の診断に基づく乳糖不耐症を理由として学校給食での飲用牛乳の提供を止めることについて学校と調整したうえで、ご家庭から代替品をご持参いただきますようお願いいたします。	教育政策・生涯学習 部学校健康推進課	TEL 03-5432-2701 FAX 03-5432-3029	令和7年(2025年)10月28日	
大量の大型インコについて	公園の周りに大きな緑色のインコのような鳥が大量にいます 朝の通勤時、電線に大量にとまって大きな鳴き声で飛び交っており、襲われそうで不安です どうぞご対応のほど、よろしく願い致します	ご相談いただきました大きな緑色のインコは、ワカケホンセイインコと思われる。ワカケホンセイインコを含む野鳥は鳥獣保護管理法により保護されており、みだりに捕獲することは禁止されています。そのため、区では捕獲・駆除等の対策は実施しておりませんが、むやみに人を襲うという情報はありませんので、近づかないようにしていただくよう、お願いいたします。	環境政策部 環境保全課	TEL 03-6432-7137 FAX 03-6304-7981	令和7年(2025年)10月29日	
世田谷区との契約について	世田谷区有地の売払いについて、売払代金と登録免許税の支払いが納付書による現金のみということに驚きました。なぜキャッシュレス決済を選べないのですか？加えて、売払い代金の納付書を改めて区役所が確認するために財務部の担当者にお見せする必要があるそうです。民間企業ができる金銭の流れが世田谷区だとできないのはなぜでしょうか？通常の売買の取引では、支払い代金の入金があればすぐに確認できるのが普通ではないのでしょうか？	区ではキャッシュレス決済について、各所管、各事業において導入を検討し、順次実施しております。区有地の売払い代金のキャッシュレス決済についても支払い手段の拡大を検討すべきところですが、キャッシュレス決済を行うための二次元コード等を活用した公金収納については、大きなシステム改修が必要となることから、すぐには対応できない状況となっております。また、土地代金をお支払いいただいた後、区では速やかに法務局での不動産の所有権移転登記申請手続きを進める必要があります。区が通常の手段で入金を確認するには日数を要するため、納入通知書兼領収書の領収日付印を確認させていただいております。なお、登録免許税の支払いについては、区から納付書をお渡ししていますが、東京法務局に確認しましたところ、納付書もしくは収入印紙によるとの回答を得ているところです。お支払い方法の詳細につきましては、東京法務局にお問い合わせください。	財務部経理課 財務部用地課	財務部経理課 TEL 03-5432-2142 FAX 03-5432-3046 財務部用地課 TEL 03-5432-2508 FAX 03-5432-3002	令和7年(2025年)10月29日	